

令和3年度 届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況

業種・ランク		監視対象施設数	監視目標数	監視実施施設数	監視率	
旧許可営業種であつた営業種で	魚介類販売業 (包装済み魚介類のみの販売)	E	-	-	29	-
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	E	-	-	37	-
	乳類販売業	E	-	-	51	-
	氷雪販売業	E	-	-	-	-
	カップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	E	-	-	13	-
販売業	弁当販売業	E	-	-	52	-
	野菜果物販売業	E	-	-	75	-
	米穀類販売業	E	-	-	39	-
	通信販売・訪問販売による販売業	E	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	E	-	-	25	-
	百貨店・総合スーパー	E	-	-	98	-
	自動販売機による販売業 (カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	E	-	-	-	-
その他の食料・飲料販売業	E	-	-	164	-	
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	E	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	E	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	E	-	-	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	E	-	-	13	-
	調味料製造・加工業	E	-	-	4	-
	糖類製造・加工業	E	-	-	1	-
	精穀・製粉業	E	-	-	2	-
	製茶業	E	-	-	5	-
	海藻製造・加工業	E	-	-	1	-
	卵選別包装業	E	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	E	-	-	31	-	
項(改正法による改正後の法第68条第3項)において準用されるものを含む。上記以外のもの	行商	E	-	-	-	-
	集団給食施設	A	-	-	1	-
		B	-	-	-	-
		C	-	-	35	-
		D	-	-	35	-
		E	-	-	1	-
	器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	E	-	-	-	-
露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	E	-	-	-	-	
その他	E	-	-	-	-	
計		-	-	712	-	

業種・ランク	監視対象施設数	監視目標数	監視実施施設数	監視率
過去2年間に行政処分を受けた	A	1	2	50%